

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、申立人母及び申立人子が避難したことから、避難費用（交通費、宿泊費、引越関連費用）のほか、平成27年3月分までの生活費増加費用（二重生活に伴う生活費分）及び避難雑費等が賠償された事例。

1491

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり、和解する。

第1条 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目及び金額

(1) 平成23年分

ア 避難費用（交通費）	68,050円
イ 避難費用（宿泊費）	17,800円
ウ 避難費用（引越関連費用）	26,250円
エ 生活費増加費用（家財道具購入費用）	300,000円
オ 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加費用）	150,000円
カ 精神的損害	280,000円

(2) 平成24年分以降

ア 生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加費用）	1,170,000円
イ 避難雑費	780,000円
(3) 弁護士費用	83,763円

2 期間

(1) ア 平成23年6月22日から同年8月24日まで

イ 平成23年7月11日から同年同月15日まで

ウ 平成23年8月22日から同年同月25日まで

エ 平成23年8月24日から同年12月末日まで

オ 同上

カ 平成23年3月11日から同年12月末日まで

(2) ア 平成24年1月1日から平成27年3月末日まで

イ 同上

第2条 和解金額

被申立人は、前条の損害項目（但し、同条記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人らに対して金2,875,863円の支払義務があることを認める。

第3条 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し、中間指針追補に基づく精神的損害、生活費増加費用及び移動費用として、金760,000円を支払済みであることを確認する。

第4条 支払方法

(省略)

第5条 訴えの取下げ及びこれに対する同意

- 1 申立人らと被申立人は、申立人X1が被申立人に対する〇〇高等裁判所平成〇〇年(ネ)第〇号(原審・〇〇地方裁判所平成〇〇年(ワ)第〇号)(以下「関連訴訟」という。)における訴えのすべてを取り下げ、被申立人がこの取下げに同意することを合意する。
- 2 前項の合意に基づき、申立人X1は、被申立人から前条の振込みによる支払が完了した日の翌日から14日以内に、関連訴訟の受訴裁判所に訴えの全部についての取下書を提出し、被申立人は、同裁判所から当該訴えの取下書副本の送達を受けたのち、速やかに、同裁判所に訴えの取下げの同意書を提出する。
- 3 申立人X1が、前項に定める期限までに訴えの取下書を提出しない場合、被申立人は、関連訴訟の受訴裁判所に、却下答弁を提出する。

第6条 清算

申立人らと被申立人は、第1条記載の損害項目(同条記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第7条 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人らが署名押印し、また被申立人が記名押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年1月11日

(仲介委員 石井逸郎)